

特集Ⅱ

資産税関係の 主な改正

税理士：武井 宏貴

目次	
1 はじめに	28
2 相続時精算課税制度の使い勝手の向上	29
(1) 改正の背景	29
(2) 改正前の制度の概要	29
(3) 改正の概要・影響	30
イ 相続時精算課税の基礎控除の創設	30
ロ 受贈した土地又は建物が災害により被害を受けた場合	30
(4) 改正に関する留意点と課題	31
3 暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長	32

次	
(1) 改正の背景	32
(2) 改正前の制度の概要	32
(3) 改正の概要・影響	32
(4) 改正に関する留意点と課題	33
4 贈与税の非課税措置の適用期限延長	34
(1) 改正の背景	34
(2) 改正前の制度の概要	35
(3) 改正の概要・影響	36
イ 教育資金一括贈与制度	36
ロ 結婚等資金一括贈与制度	36
(4) 改正に関する留意点と課題	37

1 はじめに

高齢化等に伴い高齢世代に資産が偏在し、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしていることが近年問題視されてきた。相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っており、高齢世代の資産が適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれるとなれば格差の固定化に繋がりがねないが、適切に若年層への資産移転が行われるので

あればその有効活用を通じた経済の活性化が期待できる。

贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっており、これが一般的に若年層への資産移転が進みにくい原因とされる。しかし、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用されるという逆転現象が生じる。そのため、資産の再分配機能の確保を図り

つつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築していく必要がある。

このような観点から、令和5年度税制改正では、①相続時精算課税制度の使い勝手の向上、②暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長、③直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金一括贈与制度」という。）の適用期限延長、④直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚等資金一括贈与制度」という。）の適用期限延長の措置が図られる。

本稿では、上記の各措置について、改正の背景、改正前の制度の概要、改正の概要・影響、改正に関する留意点と課題について述べる。

2 相続時精算課税制度の使い勝手の向上

(1) 改正の背景

相続時精算課税は、高齢化の進展に伴い次世代への資産移転の時期が大幅に遅れている状況の下、高齢者の保有する資産の有効活用による経済活性化に資するための生前贈与の円滑化と、生前贈与と相続との間の資産移転の時期の選択に対する税制の中立性の確保のため、平成15年度税制改正において導入された制度で、平成25年度税制改正において、贈与者の対象年齢の引き下げ（65歳から60歳）や孫への贈与を認めるなどの緩和措置が図られた。

今回の改正では、暦年課税との選択制は

維持した上で、課税の公平性を確保しつつ制度の使い勝手を向上させ、納税者が必要に応じて相続時精算課税制度を利用できるようにするため、①申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても暦年課税と同水準の基礎控除を創設すること、②災害により著しい被害が生じた場合の不安軽減（課税リスク軽減）の観点から、受贈した土地・建物について災害で一定の被害を受けた場合には、贈与時の価額を加算せず相続時に課税価格を再計算することがそれぞれ検討された。

(2) 改正前の制度の概要

改正前の相続時精算課税とは、贈与により財産を取得し一定の届出をした者（以下「相続時精算課税適用者」という。）が、その年の1月1日において60歳以上である当該届出に係る贈与者（以下「特定贈与者」という。）の推定相続人及び孫（特定贈与者の直系卑属である者のうち同日において18歳以上であるもの）である場合に、贈与時に暦年課税よりも軽減・簡素化（累積の特別控除額2,500万円を超えた部分の金額につき一律20%の税率で課税）された贈与税を納付した上で、特定贈与者の相続時に贈与額を相続財産に加算して相続税額を計算し、贈与税額を相続税額から控除して精算をする制度である。

相続時精算課税適用者は、その後暦年課税に戻すことはできず、暦年課税の基礎控除の適用は受けられない。また、金銭以外の資産を贈与した場合、相続時に相続財産に加算する金額は、当該資産の贈与時の価額による。

(3) 改正の概要・影響

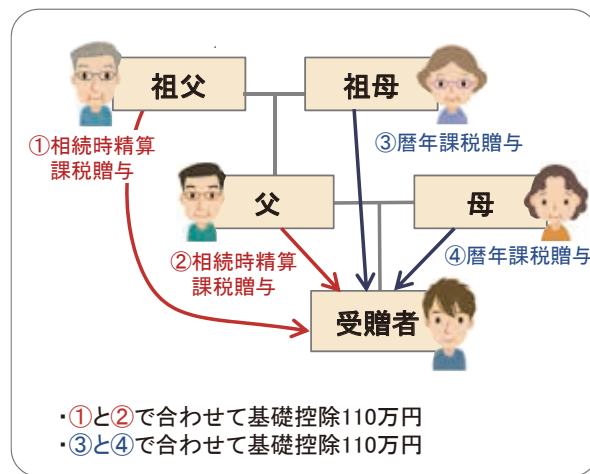
イ 相続時精算課税の基礎控除の創設

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとされ（図表1参照）、特定贈与者の死亡に係る相続税の

課税価格に加算等される当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とされる（図表2参照）。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

図表1 改正後の基礎控除のイメージ



出所：令和5年度税制改正大綱を基に野村資産承継研究所作成

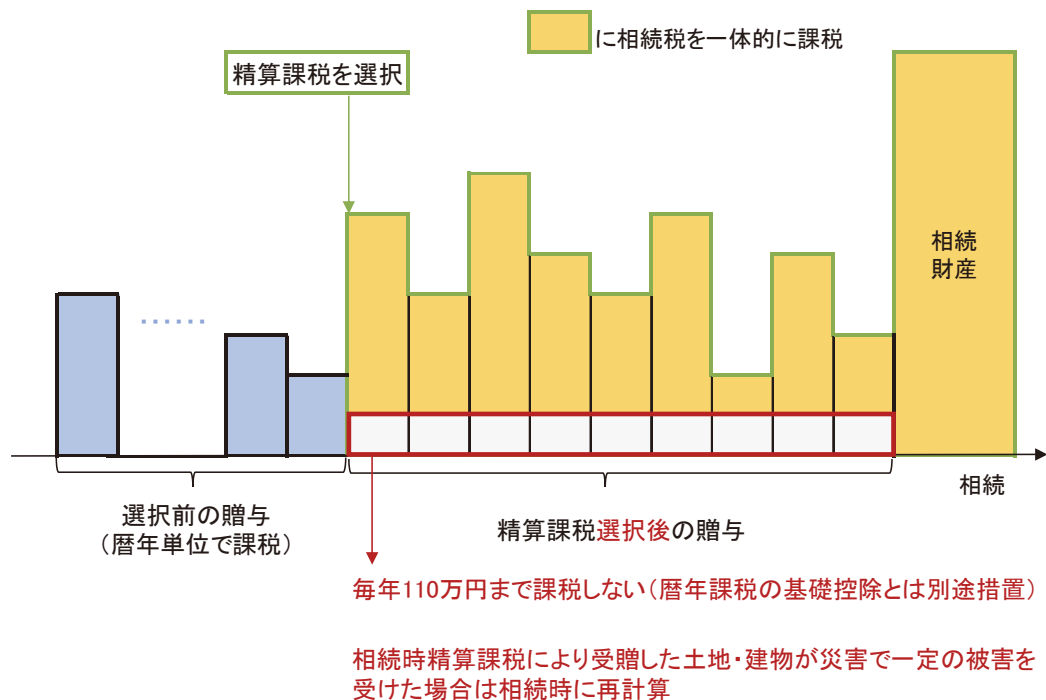
ロ 受贈した土地又は建物が災害により被害を受けた場合

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が、贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害

によって一定の被害を受けた場合には、当該土地又は建物の価額は、当該災害による被害を考慮して再計算される。

この改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用される。

図表2 改正後の相続時精算課税制度のイメージ



(4) 改正に関する留意点と課題

創設された相続時精算課税の基礎控除は、暦年課税の基礎控除（改正の詳細は3を参照）と異なり、相続直前の贈与に係る分についても相続時に加算する必要があるという点でメリットがある。また、相続時精算課税の基礎控除は、暦年課税の基礎控除とは別枠で計算されるため、合算すると1年当たり最大220万円の基礎控除を享受できるようになる。例えば、両親から連年贈与により財産の承継を進めている場合は、一方は相続時精算課税での贈与、他方は暦年課税の贈与を選択することが考えられる。

さらに、相続時精算課税により不動産を受贈した場合、従来は、仮に不動産が滅失等した場合でも、贈与時の時価を相続税の課税価格に加算しなければならなかったが、今回の改正で、災害により一定の被害を受けた場合という条件付ではあるものの、例外的に相続時に課税価格を再計算できることとなり、受贈者の負担するリスクが軽減されて使い勝手が向上したといえる^{*1}。適用対象となる不動産の範囲、「災害」の定義、「一定の被害」の額の評価方法・評価基準などの要件については、法案を確認しておきたい。

^{*1} 但し、相続時精算課税制度の不都合な点が完全に解消したわけではない。例えば、①相続時精算課税の贈与により取得した土地は小規模宅地の特例が適用できない、②特定贈与者より先に相続時精算課税適用者が死亡する場合には、相続時精算課税適用者の相続人（特定贈与者を除く。）がその相続時精算課税の適用に係る権利義務を承継するため、相続時精算課税を適用しない場合と比べて税務上不利になるケースがある、などの問題点は残っている。

3 暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長

(1) 改正の背景

課税された贈与税は、相続税の補完税としての性格から、贈与者の相続に係る相続税で精算されるべきとの趣旨に基づき、昭和33年度税制改正以降、相続等により財産を取得した者が相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとされている。

令和4年10月に開催された政府税制調査会「相続税・贈与税に関する専門家会合」（以下「専門家会合」という。）では、近年、税務行政等のデジタル化が進展していること、寿命が延びたことにより生前贈与できる期間が長くなっていること、認知症が増加していることなどについて言及があり、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続開始前の加算期間を3年よりも長い期間に延長すること、また、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間の贈与のうち一定額については相続財産に加算しないことが検討された。

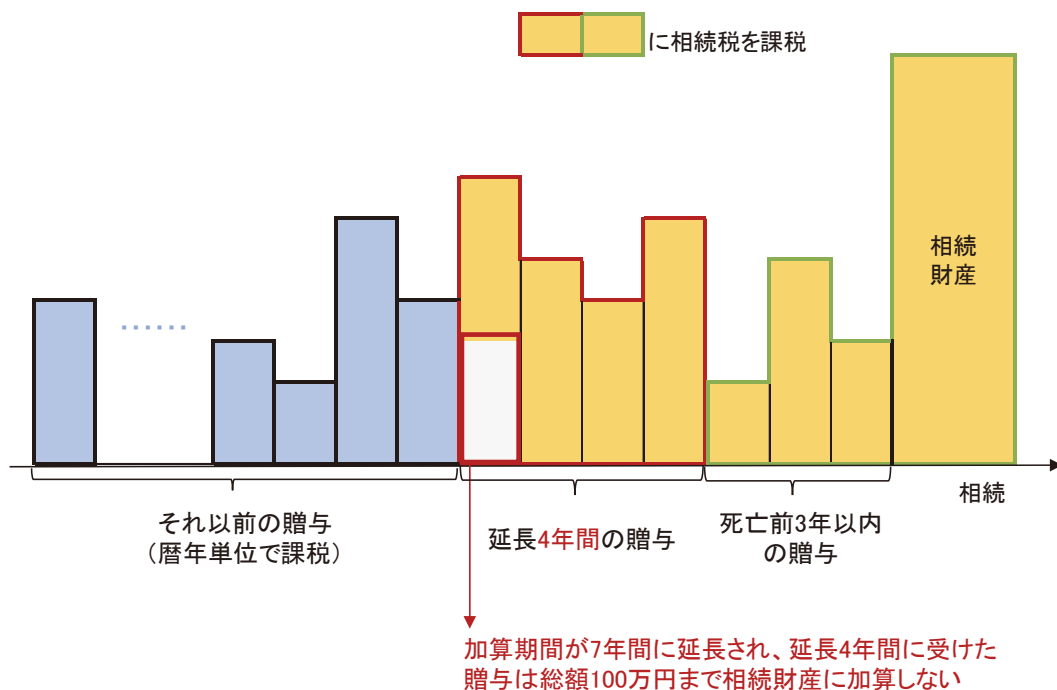
(2) 改正前の制度の概要

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得している場合は、相続税の課税価格に当該贈与により取得した財産の価額を加算し、当該贈与により納付した贈与税額は相続税額から控除する。

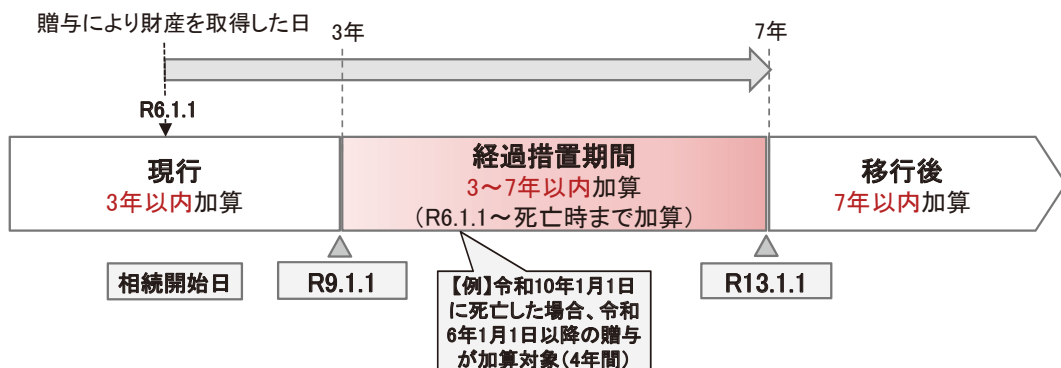
(3) 改正の概要・影響

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとされる（図表3参照）。令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について、経過措置期間を設け、段階的に適用される（図表4参照）。

図表3 改正後の暦年課税のイメージ



図表4 相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ



(4) 改正に関する留意点と課題

新たに制度化される「当該財産の価額の合計額から100万円を控除」する際の計算については、例えば、4年前に贈与を受けた相続人が複数いる場合において、相続人

毎にそれぞれ最大100万円ずつ控除できるのか、相続人の人数に関係なく最大100万円だけ控除できるのか明確でないが、令和5年度税制改正大綱の文言どおりの法案であれば、100万円を控除した残額を相続税

の課税価格に加算した額が相続税の課税価格とみなされることとなるため、相続人毎に最大100万円を控除するという取扱いとなるように思われる。

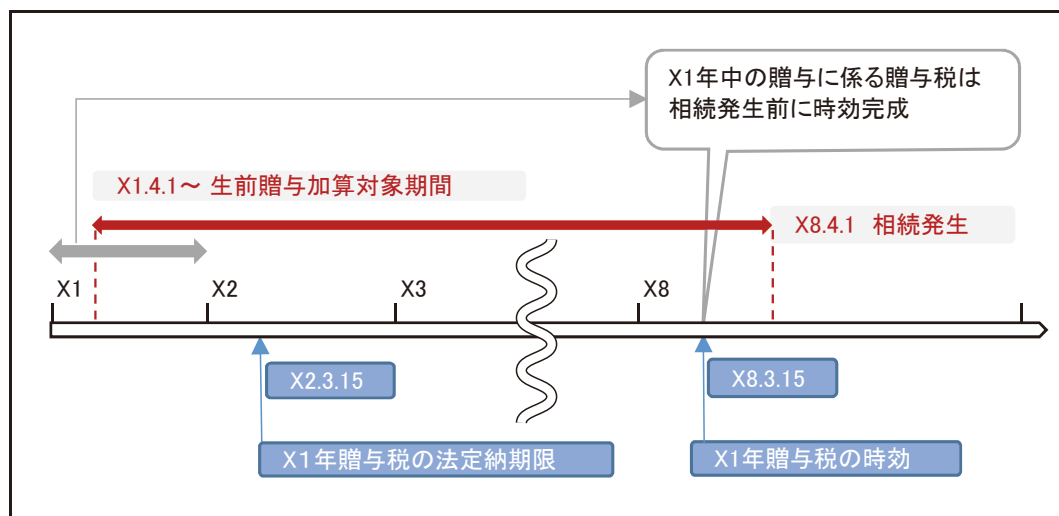
また、贈与税の除斥期間との関係についても考慮する必要がある。贈与税の決定期間は、国税通則法70条の規定にかかわらず、原則として、贈与税の申告期限から6年とされ（相法36①一）、また、贈与税の徴収権の消滅時効も法定納期限から6年とされる（通則法72①、相法28①、33、36⑤）。

例えば、被相続人がX 8年4月1日に死亡した場合は、今回の改正によりX 1年4月1日以降の贈与が加算されることになるが、仮に、X 1年4月1日からX 1年12月31日までの間の贈与事実が判明し、偽りそ

の他不正の行為なく納税義務が履行されていなかったとすると、その贈与に係る贈与税はX 2年3月15日が法定納期限であるため、X 8年3月15日に時効が完成することとなる。そうすると、当該被相続人の死亡時点で、決定期間が経過し徴収権が消滅した贈与税に係る贈与について、相続税の申告上、これを加算しなければならないのか否か実務上問題となり得る。

制度上は、生前7年以内に贈与により取得した財産の価額を課税価格に加算することとされており、贈与税の時効によって贈与事実が消滅するわけではないから、時効とは無関係に加算する取扱いとなるように思われる。

図表5 上記例のイメージ



4 贈与税の非課税措置の適用期限延長

(1) 改正の背景

経済対策として現在講じられている贈与

税の非課税措置は、一定の要件を満たす限り資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、適宜見直しを行っていく必要がある。

教育資金一括贈与制度は、人材育成の観点から平成25年度税制改正で創設されたが、近年は利用件数が減少しており、富裕層の節税に利用されている、受贈者の親の資産形成に実質的に活用されている、資産格差の固定化に繋がっているなどの指摘があった。また、結婚等資金一括贈与制度は、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため平成27年度税制改正で創設されたが、贈与の多くが扶養義務者による都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあり、令和3年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討」とされた後も、引き続き利用件数が低迷している等の状況にある。

専門家会合では、両制度ともに廃止する方向で検討すべきとする意見が多数であったものの、国の子育て支援方針に逆行しか

ねないとする慎重論もあり、今回の改正では所要の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が延長されることとなった。但し、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、改めて制度のあり方又は制度の廃止が検討されることとなる。

(2) 改正前の制度の概要

教育資金一括贈与制度又は結婚等資金一括贈与制度は、贈与者である直系尊属が教育（結婚等）資金管理契約を締結した金融機関に受贈者である子や孫名義の口座等を開設し、教育（結婚等）資金を拠出した場合、受贈者毎に一定額を非課税とする制度で、原則として、当該管理契約終了時の口座残高に対して贈与税が課される。両制度の概要とその比較は図表6のとおりである。

図表6 両制度の比較

項 目	教育資金一括贈与制度 (措法70の2の2)	結婚等資金 一括贈与制度 (措法70の2の3)
1 適用期限	令和5年3月31日まで	
2 受贈者の年齢制限	30歳未満	18歳以上50歳未満
3 受贈者の所得制限	受贈者の信託受益権又は金銭等を取得した日の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、適用不可	
4 非課税限度額	合計1,500万円まで	合計1,000万円まで
5 資金の範囲	①「学校等」に直接支払われる入学金 その他の金銭 ②「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭（500万円限度）	①結婚に際して支払う金銭（300万円限度） ②妊娠、出産及び育児に要する金銭
6 資金使途の制限	受贈者の年齢が23歳以上となった場合、学校教育・一定の教育訓練に限定される	
7 管理契約終了時の口座残高に対する贈与税課税	原則として受贈者30歳到達時の口座残高に贈与税が課税されるが、一定の要件を満たせば課税対象とならない	口座残高に贈与税が課税される

8 贈与者の死亡時における管理残額 ^{注1} に対する課税関係	贈与から贈与者の死亡の日までの年数にかかわらず、管理残額は受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となる ^{注2}	贈与から贈与者の死亡の日までの年数にかかわらず、管理残額は受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となる
8' 課税対象となる場合の一親等の血族等以外への相続に係る2割加算	管理残額のうち令和3年4月1日以後抛出分は、相続税の2割加算の対象となる	
9 契約終了後の適用税率	贈与税の特例税率 ^{注3}	

(注1) 管理残額とは、原則として、非課税抛出額から教育（結婚等）資金支出額を控除した残額をいう。

(注2) 次のいずれかに該当する場合は、課税対象とならない。

- ① 当該受贈者が23歳未満である場合
- ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- ④ 平成31年3月31日以前に信託受益権又は金銭等を取得している場合

(注3) 18歳未満は一般税率が適用される。

(3) 改正の概要・影響

イ 教育資金一括贈与制度

教育資金一括贈与制度は、次の①から③までの措置を講じた上、その適用期限が3年延長される。まず、①信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされる。また、②受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率が適用される。そして、③本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する

者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加わる。

①及び②の改正は令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税又は贈与税について適用され、③の改正は令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用される。

ロ 結婚等資金一括贈与制度

結婚等資金一括贈与制度について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上で、その適用期限が2年延長される。

この改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される。上記イと併せた両制度の改正内容の一覧は図表7のとおりである。

図表7 両制度の改正内容

項 目	教育資金一括贈与制度 (措法70の2の2)	結婚等資金一括贈与制度 (措法70の2の3)
1 適用期限	令和8年3月31日まで	令和7年3月31日まで
5 資金の範囲	国家戦略特別区域内にある場合の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払う保育料等を追加	(変更なし)
8 贈与者の死亡時における管理残額に対する課税関係	贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円超となるときは、受贈者の年齢等の要件にかかわらず、管理残額を相続財産に加算	(変更なし)
9 契約終了後の適用税率	贈与税の一般税率	

※ 項目の数値は図表6と同様

(4) 改正に関する留意点と課題

改正の背景で述べたとおり、専門家会合では廃止すべきとの意見が多数であったことから、次回の適用期限到来時には廃止となる可能性も低くないと思われる。また、教育資金一括贈与制度については、上記以外にも所要の措置を講ずるとの記載があるため、その内容について確認が必要である。



武井 宏貴
(たけい・ひろたか)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆**経歴** 税理士法人、国税不服審判所を経て現職。
税理士
平成29年～令和3年 国税審判官(特定任期付職員)
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員
- ◆**雑誌寄稿** 月刊税理 2023年2月号特集『裁判例等から学ぶ非上場株式の評価(所得税・法人税)』